

○22番小林郁子君(登壇・拍手)民主党・道民連合の小林郁子です。

通告に従い、順次質問をいたします。

最後に、教育問題について伺います。

一つ目は、特別支援教育についてです。

特別支援教育に関する基本方針の素案が発表され、おおむね10年間の基本的な考え方と施策の方向性を示しています。

国際的には、2006年に国連において障害者の権利条約が採択され、障害のある子供について、

すべての教育段階においてインクルーシブな教育制度を確保することが示されています。共生社会を基本とし、特別なニーズがある人には特別な配慮をするというのが国際社会の動きです。

日本における学校教育法の改正による特別支援教育に依拠したこのたびの道教委の基本方針素案は、国際社会で求められている方向へ最大限の努力をすべきものと考えます。

そこで1点目に、北海道の目指す障害児教育の理念は何か、伺います。

2点目は、普通高校における受け入れ体制についてです。

このたび、公立特別支援学校配置計画が策定されました。これにより、次年度に向けて、知的障害の高等養護学校について48名の定員枠拡大を図ることなどを掲げていますが、近年の普通学級からの志願者の増加を勘案すると、この拡大枠では不十分であり、また、このたびの間口拡大に生活科が含まれていないことから、比較的障害の重い子供がやむなく家庭を離れ、遠方の学校で寄宿舎生活を送らなければならない、本人及び保護者の精神的・経済的負担が大きくなっています。

こうした事態は、通常学級に通う比較的軽度の知的障害や発達障害の生徒が、専門性のある教育を求めて高等養護学校を希望する場合もふえていることが一因と見られており、一人一人にふさわしい教育を保障するためには、普通高校における障害者受け入れ体制の整備を図ることが緊急の課題となっています。

そこで、普通高校における軽度な知的障害や発達障害のある生徒の受け入れ体制を整備すべくとありますが、いかがか、伺います。

3点目は、有朋高校の跡地に関してです。

高橋知事は、このたびの選挙において、有朋高校跡地の有効活用も含め、特別支援教育体制

じゅうじつ はか こうやく とんでん き み さと いてん  
の充実を図ることを公約しています。この地は、有朋高校を屯田季実の里に移転させることによ  
う  
て生まれたものです。

ゆうほう こうこう どうない ゆいいつ たんい せい つうしん せい も こうこう ぜんどう せいと かほ  
有朋高校は、道内唯一の単位制、通信制をあわせ持つ高校として全道から生徒が通うところで  
こうつう りべん せい たか ち いてん おお ほんたい ぎょうせい そしやう  
あり、交通利便性が高いこの地からの移転については多くの反対があり、行政訴訟にもなっていま  
す。

けいか あとち ばいきやく ちじ こうやく い きやういくぎやうせい  
このような経過のある中で、この跡地を売却することなく、知事公約を生かしてこそ、教育行政に  
いっかんせい たも かんが  
おける一貫性が保たれるものと考えます。

どうりつ こうとう もうがっこう こうりゅう おこな  
有朋高校がこの地にあるとき、近くにある道立高等盲学校と交流を行 っていました。このような  
じっせき のこ ち ろうきゆうか いちじる どうりつ こうとう もう がっこう いてん そうごうてき とくべつ しえん がっこう  
実績の残るこの地に老朽化が著しい道立高等盲学校を移転し、総合的な特別支援学校として  
せつりつ しょうがいしや ちいき きたい  
設立することが、障害者にとっても、地域にとっても期待されています。

ゆうほう こうこう あとち どうりつ こうとう もう がっこう いてん しや い そうごうてき  
そこで、有朋高校の跡地については、道立高等盲学校の移転などを視野に入れた総合的な  
とくべつ しえん がっこう せつち つか かんが うかが  
特別支援学校を設置することに使うのがふさわしいと考えますが、いかがか、伺います。

やかん ちゅうがく  
二つ目は、夜間中学についてです。

びやうき せんそう まな まな ぼ ていきやう  
病気や戦争などで学ぶことのできなかつた人たちに、これまで17年間にわたり学びの場を提供  
さつぽろ えんゆうじゅくじしゅ やかん ちゅうがく じゅく かつどう うんえい  
している札幌遠友塾自主夜間中学があります。この塾のボランティア活動により運営される自主夜  
そつぎやう ひと  
間中学を卒業した人は、今や253名に上ります。

こくせい ちやうさ ほっかいどう しょうがっこう みしゅうがくしや けつか で  
2000年の国勢調査によりますと、北海道には小学校未就学者が9600人いるとの結果が出てい  
じじょう まな ぼ ていきやう まな  
ます。さまざまな事情で学ぶことのできなかつたこうした人たちに学びの場を提供し、学ぶことの  
よろこ きやうじゅ きかい ほしやう やかん ちゅうがく せつりつ みんかん じしゅ てき ちから  
喜びを享受する機会を保障するこのような夜間中学の設立は、民間の自主的な力にのみまつべ  
くに じちたい せきむ  
きものではなく、国、自治体の責務であると考えます。

ほっかいどう こう やくわり にな こうりつ やかん ちゅうがく さつぽろし せつち いうほう  
そこで1点目に、北海道におけるセンター校の役割を担う公立夜間中学の札幌市への設置要望  
さつぽろし げんざいけんどう おこな き こうりつ やかん ちゅうがく せつち  
にかかわり、札幌市において現在検討が行 われていると聞いていますが、公立夜間中学の設置  
たい どう きやうい かんが かつ たいおう おこな  
に対する道教委の考え方と、あわせて、札幌市に対してどのような対応を行 っているのか、お伺  
いをいたします。

2点目は、自主夜間中学への支援についてです。

札幌市のほかに、このたび旭川市において自主の夜間中学を開校する準備をしていると聞いて  
どうない かくち じしゅ やかん ちゅうがく うんえい だんたい たい がっこう きやうしつ しせつ  
いますが、こうした道内各地における自主夜間中学を運営する団体に対し、学校の教室など施設  
ていきやう ざいせいてきしえん おこな かんが  
の提供と財政的支援を行 うべきと考えますが、いかがか、伺います。

いじやう さいしつもん りゆうほ わたし しつもん お  
以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

ぎちよう つるべ

○議長釣部 勲君 知事高橋はるみ君。

○知事高橋はるみ君(登壇)小林議員の質問にお答えをいたします。

きょういくちよう

○議長釣部勲君 教育長 吉田洋一君。

○教育長 吉田洋一君(登壇) 小林議員の御質問にお答えいたします。

はじ とくべつ しえん きょういく かん

りねん

ほんどう

初めに、特別支援教育に関しまして、まず、その理念についてでございますが、本道におきましては、これまで、児童生徒一人一人の障害の種別、程度などに応じ、自立と社会参加に向けた専門的できめ細やかな教育を進めてきたところであります。

どう きょうい ほんねん がつ とくべつ しえん きょういく ほんかく てき

ふ

しょうがい

道教委といたしましては、本年4月より特別支援教育が本格的にスタートしたことを踏まえ、障害に応じた専門性に基づく教育を推進すること、できる限り身近な地域において指導や支援を受けられる体制を整備し、きめ細やかな教育を推進することを基本的な考え方として、障害のある児童生徒など、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組んでまいりたいと考えております。

つぎ こうこう しえん たいせい せいび

しょうがい

せいと

次に、高校における支援体制の整備についてでございますが、これまで、障害のある生徒の

高校への受け入れにつきましては、高等学校の目標を達成するための一定の学力を備え、日常の学校生活を送る上で大きな支障がないことなどを踏まえ、校長が判断することとしており、入学者選抜における特別な配慮や、入学後の施設設備の整備などについて、生徒、保護者、中学校と事前に十分相談して対応してきているところであります。

どう きょうい こうこう とくべつ しえん きょういく すいしん む こんねんど ちゅう

道教委といたしましては、高校における特別支援教育の推進に向け、今年度中にすべての

道立高校において、校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、校内体制の整備を行うこととしており、さらに、特別支援学校との連携を図りながら、今後とも、障害のある生徒一人一人の状況に応じた適切な学習指導や必要な支援の充実に一層努めてまいる考えであります。

つぎ しかく しょうがい とくべつ しえん がっこう

ほんどう

よう

しょう

ちゅうがくぶ

へいせつ

次に、視覚障害の特別支援学校についてでございますが、本道では、幼・小・中学部を併設する盲学校4校と高等盲学校1校が設置されており、これらの学校におきましては、点字の読み書きや弱視レンズの使用などの障害の特性に応じた専門的な教育や、基礎学力の定着などを図る教育を行うほか、高等盲学校専攻科におきましては、あんま、マッサージ、指圧など、理療に関する職業教育を行ってきているところであります。

もう がっこう とくべつ しえん がっこう なか さいせきしゃ すう すく

かず げんしょう

盲学校につきましては、特別支援学校の中でも在籍者数が少なく、その数が減少しておりますことから、このたび公表いたしました特別支援教育に関する基本方針の素案におきまして、そのあり

かた けんとう こんご そうき けんとう すす  
方について検討するとしてしているところがございます、今後、早期に検討を進めてまいります。

つぎ こうりつ やかん ちゅうがく こうりつ ちゅうがっこう にぶ じゅぎょう おこな  
次に、公立夜間中学についてでございますが、公立中学校に二部授業を行うためのいわゆる  
こうりつ やかん ちゅうがく せっち さい ちゅうがっこう せっち しちようそん どうふけん きょういくいいんかい とど で  
公立夜間中学を設置する際、中学校を設置しております市町村が都道府県教育委員会に届け出  
おこな  
を行うこととされております。

せんぱん どう きょうい せっち かん ようぼう う と く  
先般、道教委におきましても設置に関して要望をお受けいたしましたことから、その取り組みの  
じょうきょう さっぽろし きょういくいいんかい じょうほうこうかん おこな こんご ひ つづ  
状況などについて札幌市教育委員会と情報交換を行ったところでございますが、今後引き続き、  
かんけいじちたい きょういくないよう きょういん はいち やかん ちゅうがくせっち かかわ そうだん と あ  
関係自治体から、教育内容や教員の配置など、夜間中学設置に係る相談や問い合わせなどに  
たい ひつよう じよげん しどう おこな かんが  
対しましては、必要な助言指導を行ってまいりたいと考えております。

さいご あ きょうしつ ゆうこう かつよう どう きょうい  
最後に、空き教室などの有効活用についてでございますが、道教委といたしましては、これまで  
ちいき かがたがた がくしゅう たい がっこう しせつ かいほう そくしん しちようそん じんかん  
も、地域の方々からのさまざまな学習ニーズに対して、学校施設開放の促進や、市町村、民間  
きょういくじぎょう しゃ れんけい がくしゅうきかい じゅうじつ と く  
教育事業者などと連携しながら、学習機会の充実などに取り組んできているところであります。

こんご ちいき じゅうみん かがたがた じしゅ てき かつどう そくしん  
今後におきましても、それぞれの地域において住民の方々の自主的な活動が促進され、より  
おお かがたがた まな きかい ていきょう しちようそん じょうほうていきょう あ きょうしつ こうきょうしせつ  
多くの方々へ学ぶ機会が提供されるよう、市町村への情報提供や、空き教室など、公共施設の  
ゆうこう かつよう はたら かんが  
有効活用などについて働きかけをしてまいりたいと考えております。

げんざい どうない じしゅ やかん ちゅうがく かつどう おこな だんたい さっぽろし ちゅうしん がくしゅうかつどう おこな  
なお、道内で自主夜間中学の活動を行っている団体は札幌市を中心に学習活動を行っ  
しょうち だんたい さっぽろし しえん え さっぽろし きょういく  
ていると承知しておりますが、この団体におきましては、札幌市の支援を得ながら、札幌市教育  
ぶんか かいかん かいぎしつ りよう しゃかい きょういく いっかん かつどう うかが  
文化会館の会議室を利用して、社会教育の一環として活動していると伺っているところであります。  
いじょう  
以上でございます。

○議長釣部勲君 小林郁子君。

ご どうべん  
○22番小林郁子君(登壇・拍手)(発言する者あり)ただいま、それぞれについて御答弁をいた  
ようぼう してき ふく さいしつもん  
しましたが、要望、指摘を含め、再質問いたします。

きょういくもんだい  
教育問題についてです。

とくべつ しえん きょういく はったつしょうがいしゃしえん ほう しこう しょうがい にんてい すす  
特別支援教育については、2005年に発達障害者支援法が施行され、障害の認定も進んでいる  
いま とくべつ しえん がっこう まぐち かくだい はか しさく じつじょう お かんが  
今、特別支援学校の間口の拡大を図る施策のみでは実情に追いつかないことが考えられます。

とくべつ しえん きょういく かん きほん ししん そあん ちいき せい かくほ きほん てき  
このたびの特別支援教育に関する基本指針素案にあるように、地域性を確保するという基本的  
かんが かた そ ふつう こうこう たいせい せいび すす ひつよう してき  
な考え方に沿って、普通高校における体制の整備を進める必要があることを指摘しておきます。

ゆうほう こうこう あとち ゆうこう かつよう ふ ちじ こうやく い しょうがいとうじしゃ かんけいしゃ  
有朋高校の跡地については、この有効活用に触れた知事公約を生かし、障害当事者、関係者、

ちいき じゅうみん ふく きょうぎ ば もう つよ ようぼう  
地域住民などを含む協議の場を設けることを強く要望しておきます。

また、それに当たっては、屯田まで通うことが困難になっている生徒の利便性を図るため、さらには、特別支援学校の生徒がさまざまな人と交流する機会を確保するため、有朋高校のサテライトをあわせ設けることを要望します。

やかん ちゅうがく

夜間中学についてです。

さくねん にほん べんごし れんごう かい ぎむ きょういく み しゅうりょうしゃ けんぼう じょう さだ きょういく う  
昨年8月、日本弁護士連合会は、義務教育未修了者について、憲法26条に定める教育を受け  
けんり きょういく きほん ほう じょう きょういく きかい きんとう しんがいに もんぶ かがく しょう たい み  
る権利や、教育基本法3条の教育の機会均等を侵害されているとして、文部科学省に対し、未  
しゅうりょうしゃ じつたい ちょうさ ちいき じつじょう あ やかん ちゅうがく せつち しちようそん およ とどうふけん しどう  
修了者の実態調査や、地域の実情に合わせた夜間中学の設置を市町村及び都道府県に指導  
じしゆ やかん ちゅうがく しせつ ていきょう ざいせいしえん もと いけん しょ ていしゆつ  
することと、自主夜間中学への施設提供、財政支援などを求める意見書を提出しています。

げんざい こうりつ やかん ちゅうがく とうきょう おおさか と ふけん やく にん せいと  
2007年3月現在、公立夜間中学は、東京、大阪など8都府県に35あり、約2500人の生徒が  
ざいせき ぎむ きょういく み しゅうりょうしゃ つ ばんめ おお  
在籍しています。北海道は、義務教育未修了者が大阪に次いで2番目に多いことが2000年の  
こくせい ちょうさ すいけい  
国勢調査からも推計されています。

きょういく ぎょうせい せきむ やかん ちゅうがく と く せつきよくてき すず もと

これらのことから、教育行政の責務として、夜間中学への取り組みを積極的に進めることを求め  
ます。

いじょう さいさい しつもん りゅうほ わたし さいしつもん お ほくしゆ

以上、再々質問を留保して、私の再質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)